

大学図書館著作権検討委員会
運 営 細 則

制定 平成14年10月18日

大学図書館著作権検討委員会（以下「委員会」という。）の運営については、「国公立大学図書館協力委員会運営要綱」（以下「運営要綱」という。）によるほかこの細則による。

（目的）

委員会は、「運営要綱」7に定める専門委員会として、著作権の検討に当たることを目的とする。

（組織）

委員会は、主査ならびに国立大学から2名、公立大学から1名、私立大学から2名の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、重任はさまたげない。

（ワーキンググループ）

委員会の下に、ワーキンググループを設置する。ワーキング部員については、専門委員会の主査の推薦により、委員長が委嘱する。

2 部員の任期は、2年とする。ただし、重任はさまたげない。

（顧問）

顧問は、有識者の中から主査の推薦により、委員長が委嘱する。

（事務局）

委員会の事務局は、主査の属する図書館が担当する。

付則

この細則は、平成14年10月18日から実施する。

〔参考〕

大学図書館著作権検討委員会について

第53回国公立大学図書館協力委員会（平成14年10月18日）において、以下のことが承認された。

- 1 国公立大学協力委員会運営要綱7に基づく専門委員会の主査の選出については、委員長が主査を委嘱することをもって委員会の議を経たものとみなすこととする。

- 1 大学図書館著作権検討委員会運営細則（顧問）については、委員会において、国立大学図書館協議会会長補佐の土屋俊氏（千葉大学）に委嘱することが承認されたことをもって、大学図書館著作権検討委員会運営細則（顧問）「顧問は、有識者の中から主査の推薦により、委員長が委嘱する。」とみなすこととする。

- 1 国立大学図書館協議会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会からの委員選出は年内を目途とし、速やかに推薦するものとする。大学図書館著作権検討委員会の委員が委嘱されるまでの間は、現著作権問題拡大ワーキンググループが引き続き活動するものとする。